

# 宮崎空港供用規程

大阪航空局 宮崎空港事務所

最終改正 令和元年8月2日  
宮総第 86 号

# 宮崎空港供用規程

「空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき、宮崎空港供用規程を次のとおり定める。」

## I 空港が提供するサービスの内容

### 1 運用時間等

#### (1) 空港の運用時間

14時間、 07:30～21:30

※ 但し、運用時間に関して、空港管理者は定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

#### (2) 空港機能施設事業等の営業時間

- ・旅客取扱施設

15時間00分、06:30～21:30

- ・貨物取扱施設

15時間30分、06:00～21:30

- ・給油施設

15時間30分、06:00～21:30

#### (3) 駐車場の営業時間

入口：18時間、05:00～23:00

出口：24時間、00:00～24:00

事務所：14時間45分、07:00～21:45

一般財団法人空港振興・環境整備支援機構が有料駐車場として管理・

1, 075台〈車椅子用14台を含む。〉

## 2 空港の概要

### (1) 滑走路の本数

1本（長さ2500m×幅45m）

### (2) 単車輪荷重 37トン

滑走路：114/F/D/X/T Asphalt Concrete

※ 記載内容についてはAIP JAPANからPCN値等を抜粋

### (3) エプロン（バース数及びその内訳）

大型ジェット機用：6バース

中型ジェット機用：1バース

小型ジェット機用：3バース

その他：10バース

### (4) ILS施設の有無、数、運用カテゴリー

R/W27 一式、カテゴリーI

## 3 空港が提供するその他のサービス

### 3.1 空港が提供するサービスに係る施設

#### (1) 総合案内所

※項目(2)と併せて「観光総合案内所」(13)と併せて「レンタカー案内所」

#### (2) 観光情報センター

#### (3) CIQ：国際線便発着時のみ対応有り

#### (4) ラウンジ（有料）

※航空会社提携

#### (5) 国際電話〈公衆電話〉

#### (6) 宅配便

#### (7) コインロッカー

#### (8) ATM〈銀行・郵便局〉

#### (9) 貸会議室、多目的ホール

#### (10) 車椅子等の貸し出し所

#### (11) インターネット環境：有料インターネット、無線LANエリア

#### (12) 授乳室

#### (13) レンタカー案内所

#### (14) 飲食店・物販店

#### (15) 喫煙所〈1階、2階搭乗待合室内〉

- (16) 展望デッキ（無料開放）  
エアプレインパーク（航空大学校訓練機展示）
- (17) 外貨両替機
- (18) トイレ・多目的トイレ
- (19) 手ぶら観光カウンター
- (20) エアポートギャラリー（3階）

※宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

その他

- (21) 携帯電話充電器（1階総合案内所横・2階搭乗待合室内）
- (22) もしもしコーナー（2階 BULE SKY 横）
- (23) からくり時計（毎時1回）

### 3. 2 空港の情報

- (1) 空港管理者の氏名、住所及び連絡先

氏名：国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所

住所：宮崎県宮崎市大字赤江無番地

連絡先：0985-51-3223（代表）

- (2) 空港機能施設事業者及び貨物取扱施設事業者の氏名、住所及び連絡先

氏名：宮崎空港ビル株式会社

住所：宮崎県宮崎市赤江〈宮崎空港内〉

連絡先：0985-51-5111（代表）

- (3) 給油事業者の氏名、住所および連絡先

氏名：株式会社 日米商会

住所：宮崎県宮崎市赤江〈宮崎空港内〉

連絡先：0985-56-3285

- (4) 駐車場管理者の氏名、住所及び連絡先

氏名：一般財団法人空港振興・環境整備支援機構

住所：宮崎県宮崎市大字赤江〈宮崎空港内〉

連絡先：0985-56-5367

- (5) 乗入れ航空会社

宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

- (6) 路線・ダイヤ

宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

(7) 給油施設が提供する燃料の種類

J E T A 1、A V G A S

(8) 着陸料等

着陸料等の空港の使用料については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年三月二十四日運輸省告示第七十六号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十九年三月三十日国土交通省告示第二百五十九号）」を参照するものとする。

<http://www.mlit.go.jp/notice/index.html>（国土交通省告示・通達一覧）

(9) 旅客取扱施設利用料：無

(10) 空港アクセス

宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

(11) 駐車場：一般財団法人空港振興・環境整備支援機構が管理の駐車場  
収容台数 1, 0 7 5 台

一般財団法人空港振興・環境整備支援機構 宮崎空港駐車場

「<http://www.aEIF.or.jp/miyazaki/>」に記載

(12) 送迎場所の位置

宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

(13) 空港マップ

宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

(14) バリアフリー情報

点字案内板（ビル入口、トイレ入口に設置）「お体の不自由な方へ」に概要記載

詳細は宮崎空港ビルホームページ「<http://www.miyazaki-airport.co.jp/>」に記載

(15) 利用者の意向を反映する仕組み

空港ターミナルビル内3カ所に「お客様ご意見箱」を設置

### 3. 3 その他

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与：有

- ・宮崎市の津波時の一時避難所に指定。
- ・急病者用一時休憩室

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給：有

・防火備蓄品（食料・水）

（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与：有

・防火備蓄品（毛布等）

（４）医療の提供：無

（５）被災者の捜索及び救出：無

（６）電話その他の通信設備の提供：無

（７）その他地震災害等の緊急時に空港が提供するサービスとして必要なもの：無

## Ⅱ サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項の内容

次に掲げるもののほか、「空港管理規則」（昭和二十七年七月三日運輸省令第四十四号）の定めるところによる。

1 正当な理由がなく、刃物、棒、小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下同じ。）その他の使用方法により他者に危害を加える又は混乱を招くおそれのある物を持ち込んで서는ならない。

2 空港事務所長の承認を受けずに小型無人機を飛行させてはならない。

## 附 則

制 定 : 宮総第454-2号 平成21年3月24日

改 正 : 宮総第50号 平成21年5月29日

改 正 : 宮総第88号 平成21年6月25日

改 正 : 宮総第430号 平成22年4月1日

改 正 : 宮総第107号 平成25年7月23日

改 正 : 宮総第136号 平成30年9月5日

改 正 : 宮総第86号 令和元年8月2日